

会 議 録

1 会議の名称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 6年12月 6日(金) 午前 9時30分 開会 午前 9時53分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出席者 (7人)	前田 秀資 今野 康敏 荻野 貴文
	越水 崇史 笈田 巖 米谷 政久
	森尾 武史
5 欠席者	なし
6 説明員	なし
7 傍聴者	2人
8 事務局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第10号 「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情

結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【前田秀資議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

それでは、「陳情第10号、「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第10号、「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情」に対して、志政会を代表して意見を述べさせていただきます。

この法律は、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等が農産物の生産のために栽培される植物の品種の多様性の確保及び地域における農業の振興を図る上で重要であることに鑑み、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関し、基本理念、本方針の策定、そのほかの必要な事項を定めることにより、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、それをもって農業の持続的、かつ健全な発展及び農村その他の地域の活性化に資するとともに、食料の安定供給の確保と国民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的としています。

また、この法案は、農林水産大臣が、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する基本方針を定めるものとし、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進の意義や施策に関する事項などの方針を定め、都道府県、市町村に対する国の支援を講じるものとなっています。

地域の在来種の種苗を保存することは、地域はもとより、国の財産で、持続可能な地域農業を支えることでもあり、持続可能な農業、また、産業にも貢献するものと考えます。地域で必要可能なものはできるだけ地域で、あるいは近郊でつくれるようにする、日本国内で日本の必要とする食をつくれるようにするために必要な法律です。

今後、様々な要因で起こり得る食料困難事態に備えるためにも、地域での食料自給率を上げ、日本全体の自給率も上げることも必要と考えます。

よって、本陳情に賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 「陳情第10号、「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情」について、賛成の立場で意見を申し上げます。

スーパーに行けば当たり前で買物ができている、そんな状況の中で、日本の食卓は世界に支えられているんだということを考えて買物する人などほとんどいないでしょう。農産物をつくるには、まず、種が必要だということは、小さな子どもたちだって知っている。しかし、世界各地の戦争や災害、異常気象などで、日本に種を輸出しないなんていうことになったら、農産物がつくれない。世界にたくさん国があるんだから、全く輸入できないなんていうことはないだろう。今は何も起きていないから平気なんて考えている人も多いでしょう。万が一そんなことがあっても、しっかりと日本を、日本人の生活を守っていくためには、自分たちでしっかりと食料を確保できる状況はつくるべきだと考えます。少なくとも少しは努力をしないではいけないと思う。輸入が止まっても、自分たちの命は守れるか。今の私たちの食生活を前提として、今後の食料供給の安定性を維持していくためには、輸入品に頼らないようにして、国産への置き換えを着実に進めるとともに、急に輸出を止められないように、主要輸入国との関係を維持していくということも大事なことです。

田植前、自分の休みの日に少し手伝ったりもします。育苗箱に土と肥料を混ぜた物、土を入れて、播種機を通して種をまき、庭に広げて水をやって、ふさふさと苗が育つのを待つのですが、種は農協で買います。国産の種だったか、ちょっと記憶にないですが、多分国産だったと思うんですが、多分輸入じゃなかったと思います。国内の種の9割が輸入品だそうですよ。原産地に似た環境で育てたほうがいい種ができるという理由で様々な国でつくられるそうですが、安全保障とかの理由じゃないんだと口から漏れてしまいました。

食料生産の現場では、生産物の価格は、農協に納めて、値段は据え置かれて、肥料などは高騰して、もうからないとも聞きます。先祖代々の土地を守るためには子どもの誰かに継がさなければならないが、正直、技術研や農協にいたほうが稼げる。そんな声も聞く中、食料生産を守るためにはではなく、ああ、先祖代々の土地を守るためにはなのだと話をして思ったわけです。

もし農家が半分に減ってしまったら、単純に生産能力が半分になるということだけではなくて、生産のノウハウもだんだんとなくなってしまうと心配しています。僕には米を育てるノウハウはありません。

令和7年度の農林水産予算は2兆円を超すそうですけれども、本気で農家を守り、ノウハウを引き継がせるということを真剣に国民全員で悩まなきゃいけない

時代が来てしまいました。

外国産の農産物を安いから買うという意識から、国内の農業を守るために国産の農産物を買おうと国民全員で意識変革をしないと農家を守れないし、外国産を買うことは、実は、自分たちの命を外国頼みにしているかもしれないと意識する必要もあるのかと思わせる状況です。

昔読んだビジネス書で、一流のビジネスマンは、口に入る食べ物に大変気を遣っていると読んだことがあります。自分の体や脳みそは食べたものからできているのだから、何が含まれているか分からないものは少量でも蓄積するから怪しい食品は口にしない。そんなものを食べるくらいなら水を飲んで空腹を満たす。そんな書きぶりがあったわけですが、そこまでストイックに私はなれませんが、子どもたちにそういうものなのだと身をもって伝えられるだろうか。考えさせられました。

時間がなくて、コンビニでパンを買って、移動中に車で食べ、夜帰宅して、袋菓子でソファで食べ、ニュースを見る、そんなことをやっているお父さんからそんなことを言っても説得力はない。自分の体はともかく、子どもたちのことを考えたら安全なものを食べさせたいと思うのが親心です。

我が家での米は伊勢原産、農薬は残念ながら使っています。つくっている親戚のことを考えると、無農薬にしてくれとは残念ながら言える状況にはない。無農薬有機野菜に価値を見いだして評価をくださる市民、国民を増やすことが先なのか、可処分所得を増やすことが先なのか。何より今回の法案成立で安心安全な食料の確保が話題となって、生きる者の知恵として理解が深まることで、まずは地元農家の存続につながるということを期待したい。

取り留めもなくなりましたが、以上、陳情として賛成の意見とさせていただきます。

○委員【森尾武史議員】 それでは、「陳情第10号、「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情」に関して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

このローカルフード法案は、地域ごとの特性に応じた持続可能な食料供給体制の強化を図り、地域農業と食文化の価値を高めるものです。これから述べる以下の点からその趣旨に賛同いたします。

1つ目、種子法の意義と地域農業の振興。本法律案は、地域の気候や土壌に適した品種の保護、育成を支えるもの、農家、農業を支えるものと考えます。ここ伊勢原市においても、地域でとれる農作物や品種を守ることは、地域のアイデンティティと経済的価値を高めるのに有効です。また、地域の農産物を支えるための仕組みが強化されることで、持続可能な農業の実現が期待されます。

2つ目、食料自給率の重要性。昨今、海外での戦争や円安などに起因する国際競争力の弱体化により、食料供給の安定性が危機にさらされています。この法律案は、地産地消を促進することで輸入依存から脱却し、国内の食料自給率を高め

ることを目指していると考えます。伊勢原市のような都市近郊の農業地域では地元産の農産物を積極的に活用、消費することで、地域農業の活性化を図ることが可能です。また、食料供給の安定は地域の災害時の備えとしても大きな役割を果たすと考えます。

3つ目、地域農業と食文化の保護。本法律案が推進するローカルフードシステムの構築は、地域の農業資源を最大限に活用し、地産地消を支援するものです。これにより農業生産者は持続可能な経営が可能となり、地元住民は新鮮で安全な食料を手に入れることができます。さらには、地域特有の食物や食文化が広く認知されることで観光資源としての価値も高まるのではないのでしょうか。

最後、4つ目です。環境負荷の低減。伊勢原市では市街地と農地が近接しており、アクセスもよいことから、地産地消を拡大しやすい環境が整っています。地場農業の発展によって輸送距離の短縮が図られ、温室効果ガスの排出削減が期待され、環境保全の観点からも非常に有益と考えます。

結論です。ローカルフード法案は、農業、食文化、地域社会の活性化にとって重要な基盤をつくるものです。地域特有の資源を生かし、地域経済を強化し、持続可能な伊勢原の農業の未来を確立するため、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 陳情第10号について、私からも意見を述べさせていただきます。

日本の農業を取り巻く状況は深刻な課題を抱えています。従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、農業経営の効率化への取組、さらには気候変動に伴う自然災害、環境問題、食料自給率の低下、貿易自由化の進行、国際競争の激化など、挙げれば切りがありません。

農業は、国や地方だけでなく、私たち一人一人の生活に直結し、人間にとって最も重要な分野です。その影響は農業だけにとどまらず、子育てや地域社会の問題にもつながって感じています。このため、農業分野における腰を据えた議論と検討が今こそ強く求められる状況です。

高度経済成長期以降、日本の農業分野はどうしても後回しにされてきた感じがあります。そして、これまで見過ごされてきた多くの課題は現在でも通用する重要なテーマであり、ずっと議論されています。取組を急がねばならない施策です。

現在、日本は世界有数の食料輸入国となっており、カロリーベースでの食料自給率は2022年時点で38%と、決して高い水準にはありません。世界各地の問題が私たちの日常の食卓に影響を及ぼしていることは事実です。この状況に対応するためには、農業を国全体の課題として捉え、持続可能な解決策を見いだす必要があります。

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等は、農業用植物の品種の多様性を確保し、地域の農業を振興するために極めて重要です。地域在来品種は、各地の気候や風土に適応した遺伝資源として、地域の個性や、気候変動、新たな環境リスクに対応する上で欠かせない存在です。その保存と利用を推進することは、地域農

業の強化に直結すると考えます。伊勢原市においても農業を業としてどのように維持し、発展させるかを真剣に考える時期に来ています。

本陳情は、以下のような重要な視点を私たちに投げかけています。本市の強みである多彩な農業を守ること。農地が持つ多面的な機能を保持すること。本市の個性を守り、育てていくこと。これらは、私たちが未来を見据え、長期的な視点の下で具体的な取組を進めるための大きな指針となるものです。特に、地域在来品種の保存と利用を通じて農業の多様性を保つことは、地域の農業の競争力を高め、持続可能な発展を実現する鍵となります。

農業は単なる産業ではなく、地域の文化や暮らしを支える基盤です。未来のためにどのような展望を描き、実現するかを真剣に検討し、具体的な行動に移していくことが求められています。私たちが生きていくための基本となる農業について、将来に向かって確かなものとするため、国民に分かりやすい、あしたへの展望が開ける行動を期待します。

地域在来品種等の保存と利用は、環境保全や地域振興にとどまらず、国際的な農業戦略や持続可能な社会づくりに向けた重要な取組です。本陳情は、これらの課題に対する具体的な解決策を提供するものであり、日本の農業と地域社会の未来に貢献するものと確信しています。そのため、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 それでは、私からも陳情第10号について意見を述べさせていただきます。

農政の憲法と言われる基本理念や政策の方向性を示す改正食料・農業・農村基本法については、本年5月29日に成立しました。この農業基本法の改正は、国際紛争や自然災害などのリスクが高まる中、食料の安定確保と供給力の維持に向けた重要な法改正であります。今回のこの法改正は、基本理念に食料安全保障を新たに加え、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態を確保する方針を明記したことが最も重要な柱となっていると理解しております。

先ほど来、同じような言及がありましたが、日本の食料自給率は2022年度のカロリーベースで38%にとどまり、先進7か国、G7の中で最も低く、多くの食料を輸入に頼っている状況であります。しかしながら、ロシアのウクライナ侵略や気候変動による不作、円安や、小麦や大豆など輸入農産物の高騰を招き、国民生活に大きな影響を与えている状況からしても、こうしたリスクに平時から備える必要があります。このため、改正法には、農産物の生産力強化や備蓄施設の拡充、輸入相手国の多様化などが盛り込まれ、特に、生産力の強化では、食料生産の担い手確保に力を入れるものとなっております。

さて、本陳情の趣旨にございます地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案、いわゆるローカルフード法案は、地域で必要で可能なものはできるだけ地域で、あるいは近郊でつくれるようにする。日本国内で日本の必要とする食をつくれるようにするために必要な法律がこのローカルフード法であり

ます。地域での食料自給率を上げ、日本全体の自給率も上げることも大きな目的の一つになるものであります。

よって、本法律案は我が国の食料自給率を向上させるために必要な法律と判断できることから、この陳情第10号についての採択の意見といたします。

以上であります。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【前田秀資議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【前田秀資議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前9時53分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和6年12月6日

産業建設常任委員会
委員長 前田秀資